

# 福井県越前市

## 1. 事業内容

担当課等	産業環境部産業政策課 TEL : 0778-22-3047 FAX : 0778-22-5167
助成事業名	越前市新事業チャレンジ支援補助金 (知的財産権等取得事業)

## 2. 助成事業の内容

助成対象者	<b>【環境部門】</b> (1) 市内に事業所を有し事業活動を行う中小企業者、中小企業団体及び個人事業者 (2) 市内で新事業を創出しようとする中小企業者及び個人事業者 <b>【通常部門】</b> (1) 市内に事業所を有し事業活動を行う <u>常時雇用する従業員が 100 人以下の</u> 中小企業者、中小企業団体及び個人事業者 (2) 市内で新事業を創出しようとする <u>常時雇用する従業員が 100 人以下の</u> 中小企業者及び個人事業者
助成内容	<b>【環境部門】</b> (1) 特許権・実用新案権の取得出願及び意匠・商標の登録出願に係る弁理士謝礼・手数料 (2) 国が実施又は推進をする環境に関する認証（マーク、ラベルを含む）で第三者が認証するものについて取得申請する場合に要する経費 <b>【通常部門】</b> 特許権・実用新案権の取得出願及び意匠・商標の登録出願に係る弁理士謝礼・手数料
助成期間	認定を受けた年度の4月1日から翌年3月31日まで
助成金額、補助率	<b>【環境部門】</b> (1) 補助限度額 ①特許、実用新案：10万円以内 ②意匠、商標：5万円以内 ③環境関連認証：10万円以内 (2) 補助率 補助対象経費の2分の1以内 <b>【通常部門】</b> (1) 補助限度額 ①特許、実用新案：10万円以内 ②意匠、商標：5万円以内 (2) 補助率 補助対象経費の2分の1以内
産業財産権の帰属	申請者

## 3. 応募手続き・申請

募集時期、期間	前期募集 4 月頃、後期募集 10 月頃 (2012 年度)
審査 (選考) 方法	書類審査 (必要に応じて専門家から意見を聴取します)
申請に係わる必要書類等	(1) 越前市新事業チャレンジ支援事業認定申請書 (2) 事業実施計画書 (3) 収支予算書 (4) 企業概要 (5) 知的財産権等の取得・登録出願をしたことが分かる書類
支払い方法等	事業内容が認定された場合、以下(1)～(4)の流れにより補助金を交付します。 (1) 補助金交付申請書の提出 (2) 実績報告書の提出 (3) 補助金交付請求書の提出 (4) 補助金の交付

#### 4. 実績・資料等

採択件数、金額	非公開
応募件数	非公開
事業予算規模	非公開
パンフ等の有無	非公開

#### 5. 採択に伴う義務

採択に伴う義務等	(1)補助金を受けた場合、受けた年度の翌年度から4年間は成果報告書を市に提出していただきます。(提出時期：毎年10月) (2)必要に応じ市が経過報告を求めることがあります。
----------	---

#### 6. 今後の計画・予定等

計画・予定等	非公開
--------	-----